提案要求書

令　和　８　年　１０　月

東　　京　　都

配偶者暴力対策の総合的な推進

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　生活文化局）

（１）配偶者暴力相談支援センターに対する支援を強化すること。

（２）配偶者暴力被害者を支援する民間団体への財政支援を強化すること。

（３）実効性のある配偶者暴力加害者対策の検討を進めること。

＜現状・課題＞

平成 13 年に配偶者暴力防止法が制定されて以来、法改正等により、配偶者等からの暴力の防止及び被害者に対する支援等の対策は充実されてきた。

また、令和 7 年 12 月に施行された改正法では、紛失防止タグを用いた位置情報取得行為が接近禁止命令等における禁止行為に追加されるなど被害者保護は強化されたが、制度の円滑な運用に向けては引き続き対応が求められている。

しかしながら、区市町村の体制整備や被害者の自立に係る国の支援はいまだ十分とは言えず、相談件数の高止まりや支援内容の多様化・複雑化に対応するためには、さらなる支援の充実が必要である。

加えて、配偶者暴力被害者の相談対応や自立支援において重要な役割を果たしている民間団体については、担い手の高齢化や人材不足、財政面の制約等が進行しており、安定的な活動の継続が困難となりつつある。これらの団体は、地域に根差したきめ細かな支援を担っていることから、その活動基盤の強化は喫緊の課題である。

また、加害者対策についても、国は配偶者暴力被害者等支援調査研究事業において取組を進めているが、実効性ある対策を講じていくためには、引き続き検討すべき課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）都及び区市町村が、女性相談支援センター以外の施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす場合において、女性相談支援センターと同様に、国の補助対象とするなど必要な支援を行うこと。

（２）配偶者暴力被害者を支援する民間団体について、活動の継続性及び支援の質の確保を図るため、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金の交付要件拡大を含め、国として必要な財政措置を講ずること。

（３）配偶者暴力の防止と被害者等の保護の観点から、必要な法整備や専門的知識を持つ人材の育成など実効性ある加害者対策について検討を進めること。

令和８年 10 月

内閣府男女共同参画局長

澤　井　景　子　殿

東京都生活文化局長

古　屋　留　美